

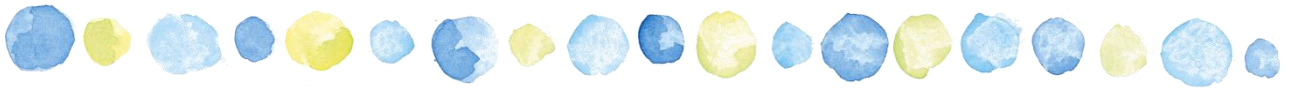
倉敷市パートナーシップ 宣誓制度の手引



倉敷市人権啓発
マスコットキャラクター
「くーぴっと」



令和3年12月



倉敷市パートナーシップ宣誓制度の手引

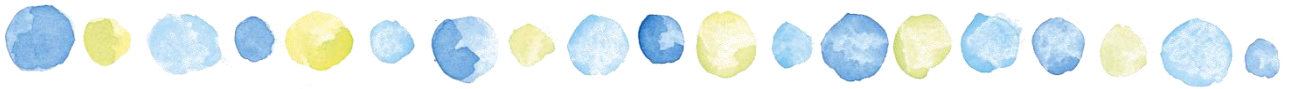
目次

1	はじめに	1
2	倉敷市パートナーシップ宣誓制度とは	1
3	宣誓を行うことができる方	2
4	宣誓の流れ	3
5	宣誓時に必要な書類	5
6	宣誓後の手続	6
7	パートナーシップ宣誓書・パートナーシップ宣誓確認書 (記入例)	7
8	宣誓書受領証	8
9	宣誓書受領証カード	9
10	Q&A	10
	【参考】倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱	13

誰もが個性と能力を発揮して
いきいきと活躍できるまち

倉敷市





1 はじめに

倉敷市では、倉敷市第七次総合計画及び第四次くらしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)に基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係る倉敷市パートナーシップ宣誓制度を導入いたしました。

2 倉敷市パートナーシップ宣誓制度とは

本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップ関係であることをパートナーシップ宣誓書により宣誓し、本市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

この制度は、法的な効力(婚姻・親族関係の形成、相続、税金の控除など)を生じさせるものではありませんが、この制度を通じて、性的マイノリティの方を応援することはもとより、性的マイノリティをはじめ、様々な多様性について、さらに理解が深まるよう取り組みます。

倉敷市は、誰もが個性と能力を発揮していきいきと活躍できるまちを目指しています。パートナーシップ宣誓をされたお二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを応援します。

この制度において、それぞれの用語の意味は次のとおりです。

性的マイノリティ

性愛の対象が必ずしも異性に向かわない方や身体と心の性が一致しない方などの総称。性的少数者、LGBTとも表現される。

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係

宣誓

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、市長に対し、パートナーシップを有する旨を誓うこと。





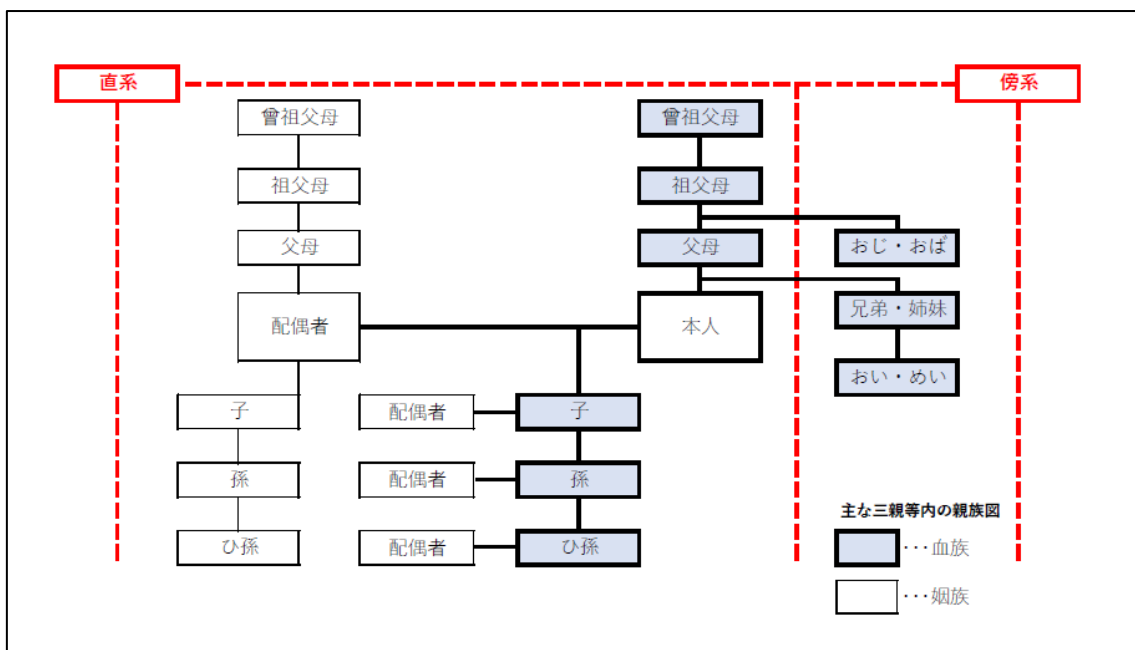
3 宣誓を行うことができる方

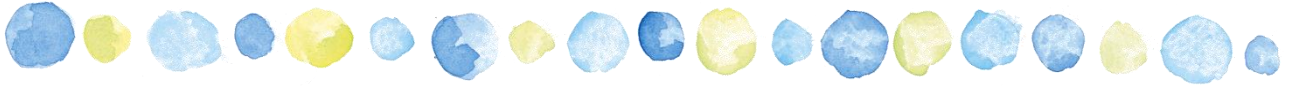
次の要件の全てを満たしている方が、宣誓を行うことができます。

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、次のいずれにも該当すること。

- (1) 成年に達している方であること。(満20歳以上の方)
※民法改正により、令和4年4月1日以降は「満18歳以上」になる予定です。
- (2) 双方とも市内に住所を有する方であること。
- (3) 配偶者(届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある方を含む。)のない方又は宣誓を行うときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の方とのパートナーシップを有しない方であること。
- (4) 近親者(直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。
※下図参照

※パートナーシップの宣誓をすることができない方(近親者)





4 宣誓の流れ

宣誓手続の予約（宣誓希望日の7日前までの開庁日に）

- 連絡先 倉敷市男女共同参画課
 - 電話:086-426-3105 受付時間:平日8:30~17:15
 - E-mail:gndeql@city.kurashiki.okayama.jp
- (1)宣誓希望日時(第三希望まで)
月~土曜日の9時~17時まで(日・祝・年末年始を除く。)
 - (2)希望する宣誓場所
 - ア 男女共同参画課(月~金曜日)※土・日・祝以外
 - イ 男女共同参画推進センター(火~土曜日)※日・祝以外
倉敷市阿知1丁目7番1-603号 ぐらしきシティプラザ東ビル6階
 - (3)申込者とパートナーの戸籍上の氏名(通称名の使用を希望される場合は、その旨と通称名もお伝えください。)
 - (4)申込者とパートナーの住所及び生年月日
 - (5)代表者電話番号



宣誓日等の調整

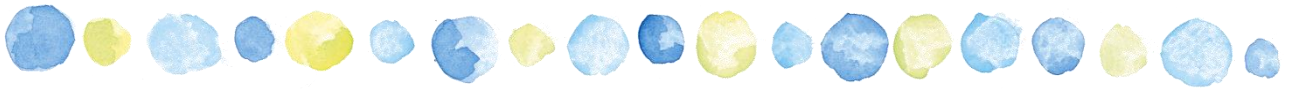
- 宣誓日時・場所と当日の必要書類などを確認します。
- ※メール等を送信された日から3日以内(土・日・祝、年末年始を除く。)に市からの返信がない場合は、お手数ですが再度お問合せいただきますよう、お願いします。

パートナーシップの宣誓

- 予約した日時に宣誓場所へ必要書類(5ページ参照)をお持ちの上、お二人おそろいでお越しください。
- 「パートナーシップ宣誓書」(様式第1号)に自署し、御提出いただきます。自署が難しい場合は、職員等による代筆も可能です。

必要書類などの内容確認

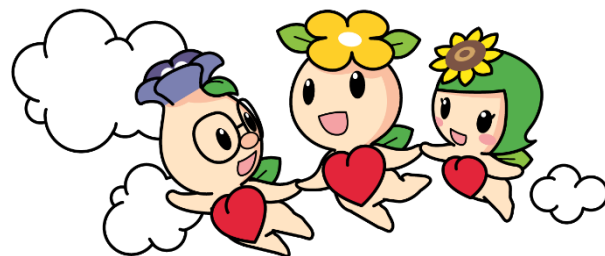
- 必要書類などにより、パートナーシップの宣誓の対象となる要件を満たしているかどうか、確認します。あわせて、本人確認書類(5ページ参照)により、本人確認を行います。



宣誓書受領証等の交付

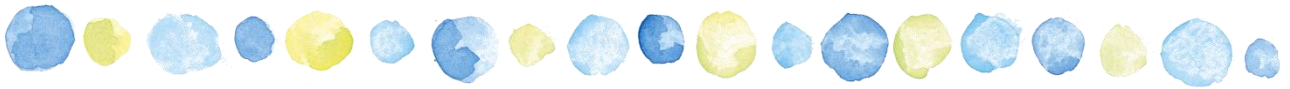
●宣誓の要件を満たし、書類に不備や不足などがなければ、パートナーシップ宣誓書受領証を1部、パートナーシップ宣誓書受領証カードを2部、宣誓書の写しを交付いたします。

※宣誓からパートナーシップ宣誓書受領証などの発行までに1時間ほどお時間をいただきます。



倉敷市人権啓発マスコットキャラクター
「ふじろー」「くーびと」「くーみん」





5 宣誓時に必要な書類

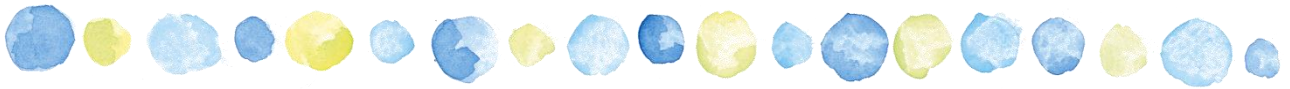
- (1) パートナーシップ宣誓書
 パートナーシップ宣誓書確認書 } 宣誓書等への記入は、宣誓される場所において記入していただきます。
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓を行う日前3か月以内に交付されたもの)
 ※1人1通を御提出ください。(お二人が同一世帯の場合は1通で可能です。)
 ※本籍地、続柄及びマイナンバーの記載は不要です。
- (3) 戸籍抄本、独身証明書等(婚姻していないことが確認できる書類で、宣誓を行う日前3か月以内に交付されたもの)
 ※1人1通を御提出ください。
 ※戸籍抄本及び独身証明書は、本籍地の市区町村で取得できます(取得方法は本籍地の市区町村窓口にお問合せください。)
 ※外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書などに日本語の翻訳を添えて、御提出ください。
- (4) 通称名の使用が確認できる書類(通称名を使用する場合のみ)
 ※通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるもの(各種郵便物、社員証、学生証、公共料金の請求書、病院の診察券、各種会員証など)を御提出ください。
- (5) 本人確認ができる書類
 「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できる次の書類を提示してください。原則、「1枚の提示で足りるもの」に示されている書類で確認します。

1枚の提示で足りるもの (顔写真があるもの)	2枚以上の提示が必要なもの (顔写真がないもの)
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 ・その他、官公署が発行したもの など 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・学校・法人が発行した写真付きのもの など ※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

※住民票の写しや戸籍抄本等の交付手数料は、御自身の負担となります。



6 宣誓後の手続

次の(1)(2)については、宣誓時と同様、希望日の7日前までに、倉敷市男女共同参画課まで連絡をお願いします。

(1) 宣誓書受領証等の再交付

次の場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第2号)を提出してください。

- 宣誓証明書の紛失、き損、著しい汚損などにより再交付を希望される場合は、再交付申請により、再交付します。
- 再交付申請に際しては、本人確認書類(5 ページ参照)を御持参ください。

(2) 宣誓内容に変更があった場合

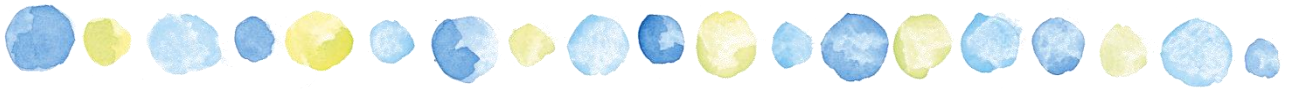
次の場合は、「パートナーシップ宣誓書変更届」(様式第3号)を提出してください。

- 住所又は氏名(通称名を含む)に変更があったとき
- ※変更があったときは、変更後の事項を確認できるものをお持ちください。

(3) 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合は、交付された宣誓書受領証等を市に返還する必要があります。返還に当たっては、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」(様式第4号)を提出していただくほか、本人確認書類(6ページ参照)を御提出ください。

- ア 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
 - イ 市外に転出したとき。
 - ウ いずれか一方が婚姻し、又は他の方とパートナーシップを結んだとき。
 - エ 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。
- ◆返還届が提出されても、宣誓書受領証等が返還されなかったときなどは、宣誓書受領証等の返還があったものとみなす場合があります。



7 パートナーシップ宣誓書・パートナーシップ宣誓確認書(記入例)

様式第1号

令和 3年12月25日

倉敷市長宛て

パートナーシップ宣誓書

私たちは、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条の規定により、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

記

宣誓者	氏名	フリガナ 花子	フリガナ さくら
	通称名の場合、 戸籍上の氏名	フリガナ 太郎	フリガナ
	生年月日 (和暦)	昭和 平成 64年 1月 1日	昭和 平成 2年 2月 14日
	住 所	倉敷市西中新田 640	倉敷市西中新田 640

代筆者	代筆者氏名	奥鏡 一郎	
	代筆者住所	倉敷市西中新田 640	

注) 宣誓者の欄は、自署してください。自ら記入できない場合は、代筆が可能です(代筆者の欄に氏名及び住所を御記入ください)。

【倉敷市記入欄】

氏名:	個人番号カード・免許証・原簿・その他()
氏名:	個人番号カード・免許証・原簿・その他()

表面

令和 3年12月25日

パートナーシップ宣誓確認書

私たちは、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条に規定するパートナーシップの宣誓をするに当たって、次の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認した上で、宣誓します。

また、今後において、現況確認のため、倉敷市が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について調査することを同意します。

記

宣誓者		
フリガナ 氏名※	倉敷 花子	中央 さくら
通称名の場合 フリガナ 戸籍上の氏名	倉敷 太郎	
電 話 番 号	000-0000-0000	000-0000-0000
メールアドレス	nann@okayama.kurashiki.com	mmm@okayama.kurashiki.com

※外国籍の人の場合は、それに準じるもの

【代筆者】

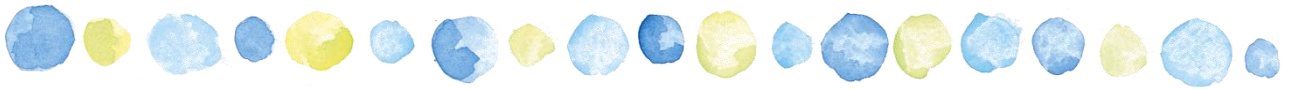
氏名	奥鏡 一郎	
代筆の理由	倉敷花子のケガのため	

【確認事項】

項 目	回答 ※該当する口に「✓」をつけてください。
一方又は双方が性的マイノリティであり、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であること。	□左記に該当します。 <input checked="" type="checkbox"/> 右記に該当しません。
双方が宣誓当日において、成年に達していること。	□左記に該当します。 <input checked="" type="checkbox"/> 右記に該当しません。
双方が市内に住所を有していること。	□左記に該当します。 <input checked="" type="checkbox"/> 右記に該当しません。
双方に配偶者がいないこと (事実婚を含む)	□左記に該当します。 <input checked="" type="checkbox"/> 右記に該当しません。
双方が宣誓をする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	□左記に該当します。 <input checked="" type="checkbox"/> 右記に該当しません。
民法の規定により婚姻をすることができない関係にないこと。	□左記に該当します。 <input checked="" type="checkbox"/> 右記に該当しません。

該当しないものが一つでもあると、宣誓できません

裏面



8 宣誓書受領証



第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

様

様

年 月 日生 年 月 日生

倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

倉敷市は、誰もが個性と能力を発揮していきいきと活躍できるまちを目指しています。お二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを応援します。

令和 年 月 日

倉敷市長 伊 東 香 織



この受領証の提示を受けた方へ

倉敷市は、誰もが個性と能力を発揮していきいきと活躍できるまちを目指しています。この受領証は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う旨の宣誓が行われたことを倉敷市として証するものです。パートナーシップの宣誓は、法的な効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただけますよう、よろしくお願ひします。また、受領証を提示した方の関係について、御本人の同意なく口外することがないよう御注意ください。

注意事項

- この受領証は、倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱の趣旨に従って使用してください。なお、この受領証は、法的な効力を有するものではありません。
- 次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出てください。
 - 住所、氏名（通称名を含む。）に変更があったとき。
 - 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
 - 市内に住所を有しなくなったとき。
 - その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。
 - 受領証及び宣誓書受領証カードの返還を希望するとき。
- ※（2）から（5）までのいずれかに該当するときは、受領証等を市に返還してください。
- 宣誓者が虚偽その他不正な手段により受領証等の交付を受けたとき又は受領証等を不正に使用したときは、受領証等が返還されたものとみなします。

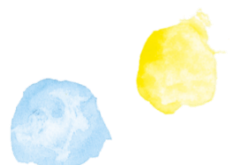
通称名を使用している場合

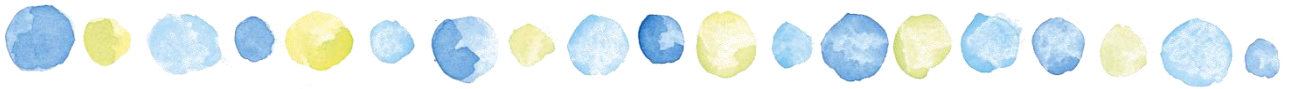
以下に氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

(通称) _____ (氏名) _____
(通称) _____ (氏名) _____

特記事項

裏 面





9 宣誓書受領証カード

【表面】

①くーぴっと


倉敷市パートナーシップ宣誓書 第 号
受領証カード

倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

●本人 ●パートナー

様 様
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日
倉敷市長



②黄色

倉敷市パートナーシップ宣誓書 第 号
受領証カード

倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

●本人 ●パートナー

様 様
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日
倉敷市長

③水色

倉敷市パートナーシップ宣誓書 第 号
受領証カード

倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

●本人 ●パートナー

様 様
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日
倉敷市長

④無地

倉敷市パートナーシップ宣誓書 第 号
受領証カード

倉敷市パートナーシップ宣誓に関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

●本人 ●パートナー

様 様
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日
倉敷市長

【裏面】共通

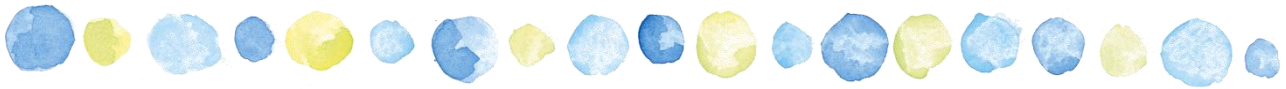
このカードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを倉敷市として証するものです。受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただきますよう、お願いします。

特記事項	
戸籍上の氏名等	
緊急連絡先（御記入は任意です） 私本人が急病等で万が一の場合、パートナーに連絡してください。	
パートナー連絡先	本人 自筆署名



表面は4種類からお選びいただけます。

サイズはおよそタテ 55 ミリ×ヨコ 85 ミリです。免許証などと同ほ同じサイズになります。



10 Q&A

パートナーシップ宣誓制度について

Q1.パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは？

A1.結婚は法律の定めるところにより婚姻の届出をすることで、親族関係が生じ、扶養義務や相続権など、様々な権利・義務が発生します。

一方、倉敷市パートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)による制度で、法律上の権利や義務は発生しません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

この制度は、毎日の生活において、お互いに支え合い、ともに協力し合うことを約束したお二人の宣誓に対して、市が宣誓書受領証等を交付することにより、お二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと輝き、活躍されることを応援するために取り組むものです。

Q2.法律上の権利や義務が発生するものではないということですが、宣誓のメリットは何ですか？

A2.宣誓によって法律上の権利や義務は発生するものではありませんが、市の一部のサービスなどにおいて、宣誓をされた方々が利用可能になるものもあります。

また、民間事業者などの中でも受領証の提示によりサービスが受けられる場合もあります。

今後、民間事業者などの方々に制度の趣旨を御理解いただき、宣誓されたお二人が受けられるサービスや手続の簡略化などに対応し、お二人にとって住みやすいまちになっていくよう、積極的に周知してまいります。

Q3.制度の導入により、家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすのではないですか？

A3.この制度は、性的マイノリティの方が、その人らしさを尊重され、お互いに多様性を認め合う社会の実現を目指し、性的指向、性自認等に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを進めるための取組の一環として導入するものであり、家族制度や婚姻制度に影響を与える目的はありません。

Q4. 宣誓に費用はかかりますか？

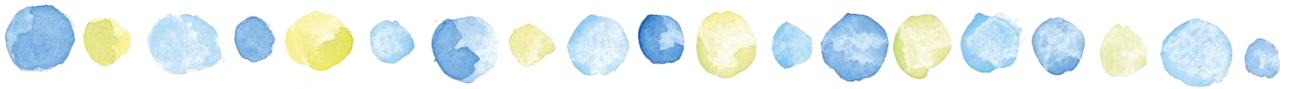
A4.宣誓そのものに費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写しなどの必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

宣誓をすることができる方について

Q5.宣誓は同性カップルしか行うことができないのですか？

A5.宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定しておりません。トランスジェンダーやバイセクシュアルなど、戸籍上異性のカップルであっても、要件を満たしていれば宣誓ができます。



Q6.事実婚のカップルは宣誓できますか？

A6. この制度は、性的マイノリティの方を対象とした制度のため、性的マイノリティではない事実婚のお二人は、本制度の対象外となります。

Q7.倉敷市民でないと宣誓はできませんか？

A7.お二人が市内に住所を有していることが、宣誓の要件の一つとなります。

Q8.同居していないと宣誓はできませんか？

A8.同居の必要はありませんが、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q9.外国籍の人でも宣誓できますか？

A9.外国籍の方でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して御提出ください。婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の書類については、在日大使館・領事館等に御相談ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

また、外国で同性婚をしているカップルも日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓できます。

宣誓の手続について

Q10.通称名での宣誓はできますか？

A10.性別違和など、特段の事情がある場合は、通称名を使用することができます。通称名を日常的に使用していることが確認できる書類をお持ちください(通称名宛てに届いた郵便物や社員証など)。なお、宣誓書受領証等の裏面には、本人確認等のため戸籍上の氏名を記載します。

Q11.郵送や代理人による宣誓はできますか？

A11.できません。面前にて御本人の確認と御意思の確認を行いますので、必ず宣誓されるお二人おそろいで、窓口にお越しください。職員等による代筆は可能です。

Q12.プライバシーは守られますか？

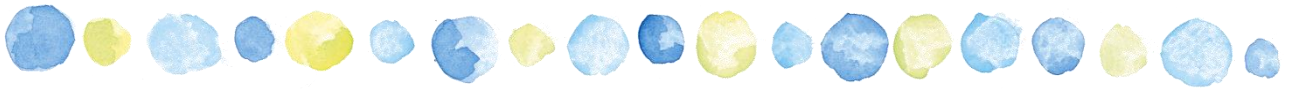
A12.基本的に、個室で対応します。また、市職員にはプライバシーについて守秘義務が課されておりますので、御安心ください。

Q13.なりすまし等、悪用の恐れはありませんか？

A13.市が宣誓を受ける際には、住民票の写し、独身証明書などの提出、御本人確認を行うため運転免許証などの提示を求めることで、なりすましなどの悪用を防ぎます。なお、虚偽その他不正な手段により宣誓書受領証等の交付を受けたときなどは、宣誓書受領証等が市に返還されたものとみなします。

Q14.宣誓証明書やカードはすぐに交付されますか？

A14.御提出いただいた書類などに不備や不足などがなければ、即日交付が可能です。ただし、交付するまでに、1~2時間程度お待ちいただくことがあります。



宣誓書受領証等について

Q15. 宣誓書受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

A15. 宣誓書受領証等には法的な効力はありません。本市の制度では、市営住宅の申込み等に御利用いただけます。詳しくは「【倉敷市】パートナーシップ関係の方が利用可能なサービス一覧」を御覧ください。

Q16. 宣誓書受領証等に有効期限はありますか？

A16. ありません。

Q17. 宣誓書受領証等は公的な本人確認書類として使用できますか。

A17. 使用できません。お二人がパートナーシップ関係であると宣誓した事実を証するものです。

Q18. 市外に転出する場合、宣誓書受領証等は返還しなければなりませんか？

A18. 市外に転出した場合は、返還の必要があります。しかし、転勤や親族の疾病、介護などに伴う一時的な転出の場合は、返還の必要はありません。

Q19. 宣誓書受領証等を紛失した場合は再交付できますか？

A19. 宣誓書受領証等の紛失、毀損、著しい汚損などにより、再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」の提出が必要となります。再交付希望の場合も、事前に倉敷市男女共同参画課まで電話又はメールにて御予約ください。

Q20. 宣誓書受領証等を返還しなければならないときは、どういうときですか？

A20. お二人がパートナーシップを解消したとき、市外へ転出したとき、宣誓の要件に該当しなくなったときなどは、宣誓書受領証等を市に返還してください。

返還時には次の書類が必要です。

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証等返還届
- (2) 本人確認書類
- (3) 宣誓書受領証等(パートナーシップ宣誓書受領証, パートナーシップ宣誓書受領証カード)

Q21. 死亡した場合は受領証等を返還しなければならないですか？

A21. 一方のパートナーが亡くなられた場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」の提出は必要ですが、宣誓書受領証等の返還は必要ありません。新たに他の方とパートナーシップ宣誓を行う場合は、返還していただきます。

Q22. 宣誓書は何年間保存されますか？

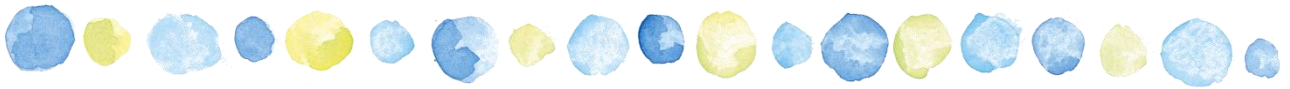
A22. 長期間保存されます。

その他

Q23. パートナーと結婚に類似した関係を築くには、どのような方法がありますか。

A23. 結婚に類似した関係性を築く手続として、公正証書により遺言書を作成する方法や、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。(手続には費用が発生します。詳しくは、公証役場にお問合せください。)

倉敷公証役場 倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館4階 電話:086-422-4057



【参考】倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱

倉敷市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市第七次総合計画及び第四次くらしきハーモニープランに基づき、その人らしさが尊重され、多様な価値観や生き方を認め合う社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向、性自認等のあり方が少数と認められる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 2人の者が、市長に対し、パートナーシップを有する旨を誓うことをいう。

(宣誓の要件)

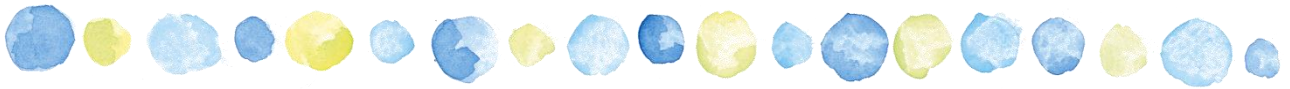
第3条 宣誓は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること。
- (3) 配偶者(届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のない者又は宣誓を行うときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 近親者(直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。

(宣誓)

第4条 宣誓を行おうとする者(以下「宣誓者」という。)は、所定の宣誓書及び宣誓確認書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓を行う日(以下「宣誓日」という。)前3月以内に交付されたものに限る。)
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻していないことを確認できる書類(宣誓日前3月以内に交付されたものに限る。)



(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者は、前項に規定する書類の提出のほか、当該宣誓者が本人であることを証する書類として、次に掲げるいずれかの書類を提示するものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他これらに類する官公署が発行したものであって、本人の写真の表示があるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める書類
(通称名の使用)

第5条 宣誓者は、市長が特に必要と認めるときは、通称名（戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）に代えて、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用する場合は、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(交付等)

第6条 市長は、第4条第1項の宣誓書及び宣誓確認書を提出した者が、第3条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、所定の宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（以下「宣誓書受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて、当該者に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により通称名が使用されたときは、本名（外国人にあつては、これに準ずるもの）及び通称名を宣誓書受領証等に記載するものとする。

(再交付)

第7条 宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、宣誓書受領証等を紛失し、毀損し、又は著しく汚損したときは、所定の再交付申請書により、再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓者」とあるのは、「受領者」と読み替えるものとする。

(変更届)

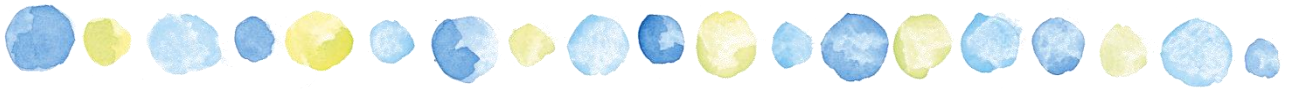
第8条 受領者は、住所又は氏名（通称名を含む。）に変更があつたときは、速やかに所定の変更届を市長に提出するものとする。交付を受けた宣誓書受領証等に記載の氏名を通称名に変更しようとするときも、また同様とする。

2 受領者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出し、又は提示するものとする。

(返還等)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の返還届に宣誓書受領証等を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。



- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (4) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の返還届の提出について準用する。この場合において、同条第2項中「宣誓者」とあるのは、「受領者」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、受領者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定により宣誓書受領証等が返還されたものとみなすことができる。
- (1) 虚偽その他不正な手段により宣誓書受領証等の交付を受けたとき。
 - (2) 宣誓書受領証等を不正に使用したとき。
 - (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- 4 市長は、第1項の規定により返還届が提出された場合であつて、宣誓書受領証等の一部又は全部が添付されなかったとき又は前項の規定により宣誓書受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該宣誓書受領証等に係る交付番号その他の適当と認める情報について公表することができる。

(啓発)

第10条 市は、市民等に対し、パートナーシップの宣誓の趣旨に関する啓発を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

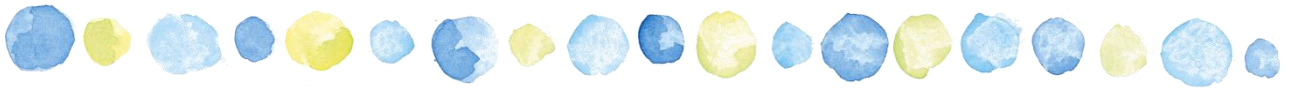
附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 宣誓に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。



発行：令和3年12月
倉敷市男女共同参画課
〒710-8565 倉敷市西中新田 640
TEL: 086-426-3105
E-mail: gndeql@city.kurashiki.okayama.jp

